

		1. 令和6年度新学援助制度の実施について 3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																						4. 就学援助率					
		(1) 令和6年度当初における事業保護の認定基準(該当するもの全てに○)																											
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村長税の非課税	ウ. 市区町村税の減免	エ. 市区町村税の減免	オ. 国民年金料の免除	カ. 国民健康保険料の免除	キ. 児童手当の支給	ク. 児童手当の支給	ク. 児童手当の支給	ケ. 児童手当の支給	コ. 児童手当の支給	サ. 児童手当の支給	シ. 児童手当の支給	ス. 児童手当の支給	セ. 児童手当の支給	ソ. 児童手当の支給	タ. 児童手当の支給	チ. 児童手当の支給	ツ. 児童手当の支給	テ. 児童手当の支給	ト. 児童手当の支給	その他	(2)(1)でシタ又は子にシタ場合	(3)(1)でシタ場合	(4)(1)でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5)補足事項	令和5年度	
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村長税の非課税	ウ. 市区町村税の減免	エ. 市区町村税の減免	オ. 国民年金料の免除	カ. 国民健康保険料の免除	キ. 児童手当の支給	ク. 児童手当の支給	ク. 児童手当の支給	コ. 児童手当の支給	サ. 児童手当の支給	シ. 児童手当の支給	ス. 児童手当の支給	セ. 児童手当の支給	ソ. 児童手当の支給	タ. 児童手当の支給	チ. 児童手当の支給	ツ. 児童手当の支給	テ. 児童手当の支給	ト. 児童手当の支給	その他	係数(倍率)	係数(倍率)	(4)(1)でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5)補足事項	令和5年度		
26	26	21	21	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	26		
宮崎県	宮崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.14	25%未満	
宮崎県	都城市																										1	15%未満	
宮崎県	延岡市																										1.2	20%未満	
宮崎県	日南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	25%未満	
宮崎県	小林市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	20%未満	
宮崎県	日向市																										1.2	20%未満 親権者の死亡により親権者がいない状態になった場合は、親権者になるであろう生計維持者の申請を認めた事例がある。	
宮崎県	串間市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	25%未満	
宮崎県	西都市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	15%未満	
宮崎県	えびの市																										1.3	20%未満	
宮崎県	三股町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	10%未満	
宮崎県	高穂町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	20%未満	
宮崎県	国富町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.14	15%未満	
宮崎県	綾町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.14	15%未満	
宮崎県	高鍋町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	15%未満	
宮崎県	新富町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		10%未満	
宮崎県	西米良村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		5%未満	
宮崎県	木城町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	10%未満	
宮崎県	川南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	15%未満	
宮崎県	都農町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	5%未満 生活保護の基準額に係数1.10をかけた額を超えた場合でも、世帯の状況を総合的に判断して認定する。	
宮崎県	門川町	○	○																								○	15%未満 世帯の年間所得÷1.2+児童手当+児童扶養手当+特別児童扶養手当 <(第1種+第2種+障害者加算+母子(父子)加算+児童養育加算+教育扶助基準加算+住宅加算)×1.2	
宮崎県	藤塚村																											○	0%未満
宮崎県	種葉村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		10%未満	
宮崎県	美郷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		10%未満	
宮崎県	高千穂町	○	○		○																							○	10%未満
宮崎県	日之影町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		10%未満	
宮崎県	五ヶ瀬町	○	○	○																								○	15%未満

